島根県保健環境科学研究所における公的研究費による物品調達等のルール - 公的研究費による取引をお願いする業者の皆様へ-

制定 平成28年4月1日 改正 令和5年11月27日

1 物品の発注について

当所では、物品調達のスピードを確保すること、細かい仕様を含め発注が行えること等を目的とし、研究者による直接発注を認めています。

ただし、次の場合は当所の総務企画課を通した発注となりますので、ご注意ください。

- ア 個または1組が10万円以上の物品類の調達
- イ 機器の修理・保守点検やレンタル契約等の業務委託(金額の多寡を問わない)

2 納品検収について

(1) 物品購入関係

公的研究費で購入した全ての物品は、納品時に総務企画課員の検収を受ける必要があります。納品書と物品を照合し、品名・個数の確認等を実施することにより検収を行います。納品検収が行われなかった物品に対する支払請求は一切受付けできませんので、ご注意ください。

(2) 業務委託・修繕等

翻訳、校閲、機器修理・保守点検、印刷製本、調査・分析・データ入力等委託業務の納品、 検収・請求等については次の点にご注意ください。

- ア 修繕等では、修繕内容が確認できる書類(写真や図面等)を完了報告書等に添付してく ださい。
- イ 保守点検等については、点検時に総務企画課員の立会いをお願いする場合があります。

3 不適正な取引について

次の行為は、不適正な取引としますので、ご注意ください。

- ア 預り金(当所職員からの預け金の依頼の承諾)
- イ 書類の改ざん
- ウ 金額分割(一件の調達として取引できるものを意図的に分割して発注すること)

4 誓約書の提出について

「島根県保健環境科学研究所における公的研究費の運営管理内規」に基づき、誓約書の提出 をお願いしています。必要事項をご記入・ご捺印の上、提出くださるようお願いします。

5 通報について

当所職員から調達に際して不適切な要請があった場合には、当該要請には絶対応じないよう にしてください。合わせて、通報窓口にご連絡ください。

研究費の不正使用の通報(告発)窓口 島根県保健環境科学研究所 総務企画部長 TEL 0852-36-8181

6 関連資料

本件に関する各種資料等は、下記の規程等をご参照ください。

- ・ 島根県保健環境科学研究所における公的研究費の運営管理内規
- ・ 島根県保健環境科学研究所における公的研究費の内部監査規程
- ・ 島根県保健環境科学研究所における公的研究費の不正使用に対する取扱内規